

第2次佐賀市スポーツ推進計画 素案

目 次

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画における「スポーツ」の考え方

第2章 スポーツ推進施策の概要

- 1 スポーツを取り巻く本市の現状と課題
- 2 スポーツ推進の方向性とめざす姿
- 3 目標達成のための成果指標
- 4 スポーツ推進の基本施策
 - (1) 生涯スポーツの推進
 - (2) 競技スポーツの推進
 - (3) スポーツ施設の整備と活用
- 5 スポーツ推進施策の体系

第3章 スポーツ推進施策の内容

- 1 生涯スポーツの推進
 - (1) ライフステージに応じたスポーツの推進
 - (2) スポーツを支える人材の養成・支援
 - (3) スポーツによる「交流」の推進
- 2 競技スポーツの推進
 - (1) スポーツ指導者等の資質向上
 - (2) 競技力向上のための支援・連携
- 3 スポーツ施設の整備と活用
 - (1) スポーツ施設の整備・充実
 - (2) スポーツ施設の有効活用

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 21（2009）年度に「佐賀市スポーツ振興基本計画」、平成 26（2014）年度に「佐賀市スポーツ推進計画」（以下、「前計画」）を策定し、“市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することができる環境づくり”を目標としたスポーツ推進を行ってきました。

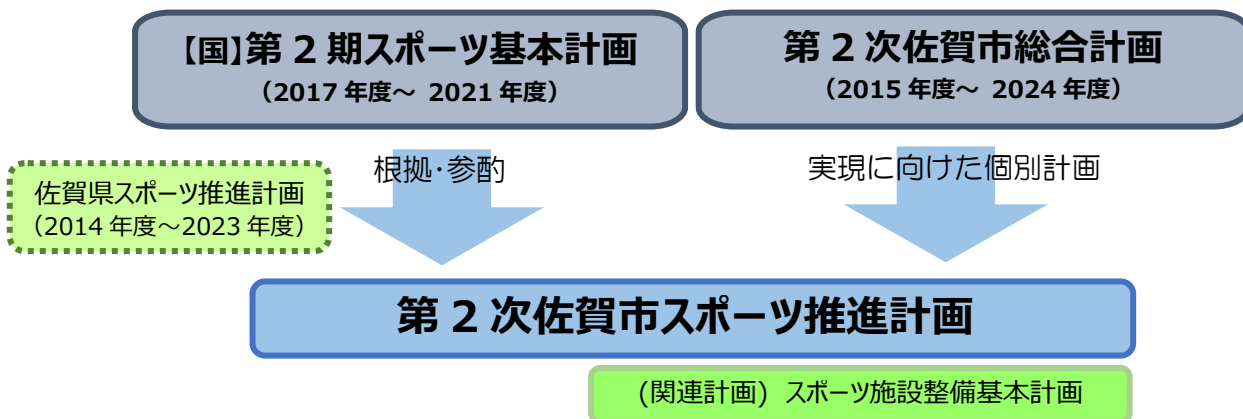
この間、国では、平成 29（2017）年に「第 2 期スポーツ基本計画」が発表され、スポーツ基本法に基づき、新しい時代におけるスポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されるとともに、国や地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにしました。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京オリ・パラ」）開催に向けたあらゆるスポーツ環境の整備とそのレガシーを意図した取り組みを具体的に示し、展開されてきています。一方、本市では、平成 27（2015）年に「第 2 次佐賀市総合計画～豊かな自然と子供の笑顔が輝くまち さが～」が策定され、基本政策のひとつ、「ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち」を実現するため、「誰もが親しめる市民スポーツの充実」を推進しています。

本計画では、前計画でのスポーツ推進の成果と課題を整理し、国及び県の新しいスポーツの取り組みを踏まえ、令和 2（2020）年東京オリ・パラと、令和 5（2023）年に本県で開催される国民スポーツ大会（以下、「国スポ」）及び全国障害者スポーツ大会（以下、「全障スポ」）の開催を経験するこの 5 年間におけるスポーツ推進の基本的方向性を示し、5 年後の次の計画につながるものとして、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

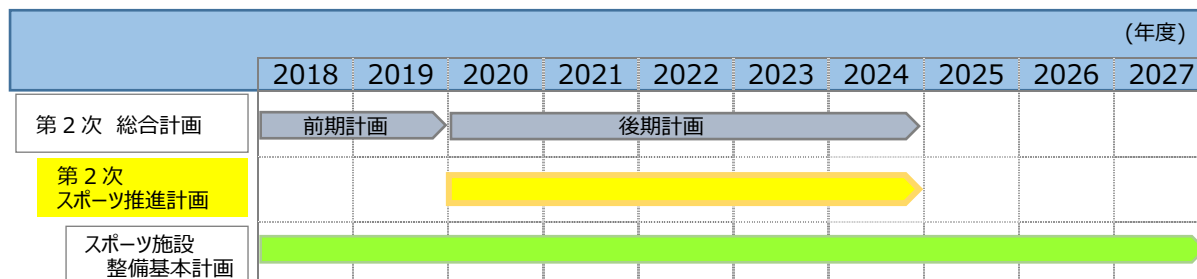
本計画は、スポーツ基本法に基づき、国の「第 2 期スポーツ基本計画」を参酌しながら、「第 2 次佐賀市総合計画」で定めた本市の将来像『豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが』の実現に向け、本市の特色と実情に即したスポーツ推進のあり方を総合的に示したものです。

なお、この計画は、スポーツ基本法第 10 条に規定する「地方スポーツ推進計画」として位置付けるものです。



3 計画の期間

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。また、進捗状況を把握・評価しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画における「スポーツ」の考え方

本計画における「スポーツ」の考え方としては、スポーツの語源「deportare（デポルターレ）」の意味である、「楽しむ」「気晴らし」にあるように、スポーツ活動を広くとらえ、勝敗や記録を競い合うことを目的とした競技スポーツだけでなく、レクリエーションやウォーキングをはじめとする健康づくりや楽しみのために体を動かす運動までスポーツに含めることとします。

また、自ら身体を動かす「する」スポーツだけでなく、スポーツ観戦などの「みる」スポーツ、スポーツの指導やボランティアなど「ささえる」スポーツといった、それぞれのスポーツへの関わり方を推進するものとします。

第2章 スポーツ推進施策の概要

1 スポーツを取り巻く本市の現状と課題

本市では、前計画期間において、スポーツ体験教室やニュースポーツ*の紹介、市民体育大会等の競技大会の開催及びその支援により、市民がスポーツに関わる機会を創出したほか、トップレベルの団体の合宿を誘致し、滞在中に交流事業を開催するなどしてスポーツへの関心喚起や競技力向上に取り組んできました。

また、体育施設の老朽化に伴い、必要な改修を行うなど、市民がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してきました。

さらに、少年スポーツの望ましい運動量とともに、指導の質の向上や指導者と保護者のあり方等について協議し、成長期にある子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通して心身の健全な育成を図ることを目的に平成28年2月に「少年スポーツのあり方についての取組方針」を策定しました。

このように、「誰もが親しめる市民スポーツの充実」に向けて実施してきた様々な取組により、「日常的に運動・スポーツをしている市民の割合（スポーツ実施率）」は徐々に増加してきていましたが、目標には達していない状況です。一方で、さが桜マラソンに代表されるように、大会を支えるボランティアや沿道でのランナーへの応援など、「するスポーツ」だけでなく「みるスポーツ」や「ささえるスポーツ」としてスポーツに関わる市民が増えています。

これらの取組結果を踏まえ、本市のスポーツを取り巻く現状と課題を次のとおりにとまとめます。

本市の現状と課題

子どもの体力・運動能力の低下	<ul style="list-style-type: none">・子どものスポーツ実施の二極化・学校部活動の存続の受け皿の検討・スポーツに親しむ機会と環境の創出
高齢社会の進展	<ul style="list-style-type: none">・予防や健康増進を目的としたスポーツプログラム需要の増加・スポーツを通じた健康長寿の延伸
人々の価値観、ライフスタイルの多様化	<ul style="list-style-type: none">・スポーツの個人主義化の傾向（スポーツジムの普及等）・ビジネスパーソンや女性のスポーツ離れ・新しいスタイルのスポーツへのソフト・ハード面での対応
地域コミュニティの希薄化	<ul style="list-style-type: none">・地域イベントの運営スタッフ不足・地域主催のイベントに参加者が集まらない
東京オリ・パラ、佐賀国スポ・全障スポ開催によるスポーツ機運の高まり	<ul style="list-style-type: none">・「する」「みる」「支える」の様々な角度での、大会開催に向けた機運醸成・競技力向上に向けた関係機関との連携・競技人口拡大のための裾野の拡大

* ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、年齢や性別、体力、障がいの有無に関わらず、誰もが手軽に楽しむことができるスポーツの総称。

2 スポーツ推進の方向性とめざす姿

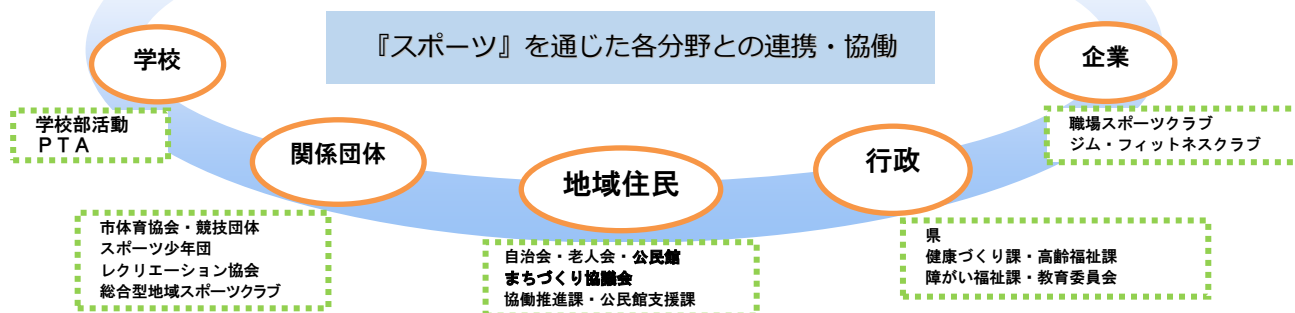
このような本市の現状と課題等を踏まえ、市民のライフステージに応じた健康、体力づくりを進めるため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境づくりに取り組むためのスポーツ推進の方向性を二つ示します。

1) 生涯を通じてスポーツに親しめる社会の実現

市民のライフステージに応じた健康・体力づくりを進めるため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツができる環境づくりを推進し、スポーツ実施者数を増やします。

2) スポーツを通じた地域住民が主体となったまちづくり

令和 5（2023）年開催予定の佐賀国スポ・全障スポを契機として、スポーツに対する機運を高め、さらに、スポーツで地域住民がつながることで、共生社会、健康長寿社会の実現、地域の活性化などを実現し、地域の課題解決に貢献します。そのために、各分野と連携しながら「スポーツによる好循環」を創出し、地域の活性化を図っていきます。



スポーツ推進のめざす姿

市民誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができ、いきいきと暮らしている
～みんなでスポーツ！ スポーツで地域から元気に～

3 目標達成のための成果指標

「スポーツ推進のめざす姿」の達成のため、次の2つの成果指標とその目標数値を設定します。1 つ目は、「日常的に（週1回以上）運動・スポーツをしている市民の割合」を50.6%^{注1)}から60.0%へ、2 つ目として、長期的なスポーツに対する意識向上のためには、子どものころからスポーツへの親しみや運動習慣を意識する必要があることから、「運動やスポーツが好きな小中学生の割合」を88.3%^{注2)}から95.0%にそれぞれ引き上げることとします。

成 果 目 標	基準値	目標値
	2018 年	2024 年
日常的に（週1回以上）運動・スポーツをしている市民の割合	50.6%	60.0%
運動やスポーツが好きな小中学生の割合	88.3%	95.0%

注 1) 令和元(2019)年実施「佐賀市民意向調査」

50.6%＝「行っている(30.1%)」+「ときどき行っている(20.5%)」

その他の選択肢は、「あまり行っていない(22.3%)」、「全く行っていない(26.1%)」、「無回答(1.0%)」。

注 2) 「平成30年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

88.3%＝「好き(62.2%)」+「やや好き(26.1%)」、その他の選択肢は、「やや嫌い(8.5%)」「嫌い(3.2%)」

4 スポーツ推進の基本施策

成果目標実現に向けて、3つの基本施策を定め、3つの柱として市民スポーツの充実を目指していきます。

1) 生涯スポーツの推進

市民誰もがそれぞれのライフステージとレベルや志向に応じて気軽に運動やスポーツを享受できるよう支援体制づくりを行い、関連する情報を積極的かつ効果的に発信します。

具体的には、さが桜マラソンをはじめ、東京オリ・パラや国スポ・全障スポを契機とする市民のスポーツとの関わり（する、みる、ささえる）を促す取り組みを積極的に推進します。

また、子どもと高齢者そして障がいのある人はもとより、女性やビジネスパーソンにおけるスポーツ環境のさらなる充実を図るべく、関係機関・組織と連携して教室や大会を開催し、それらを支える指導・支援者やボランティア等の養成及び資質向上にも努めます。

2) 競技スポーツの推進

スポーツにおける郷土の選手・チームの活躍は、市民に夢と希望と活力を与えるとともに、スポーツ人口の拡大などスポーツの普及・推進につながります。そのため、スポーツ競技会や適正な指導（特に、ジュニア期）の充実を図るため、スポーツ団体や関係機関と連携し、選手の発掘・育成のための支援体制の整備を行うとともに各種大会への派遣・援助、指導者の育成を行います。

また、トップチームやアスリートとの交流事業を実施することで、トップレベルの技術に触れる機会をつくり、市民の競技力の向上に努めます。

3) スポーツ施設の整備と活用

一人でも多くの市民がより快適にスポーツや運動に親しむことができるよう、平成 30（2018）年に 10 年計画で策定した「佐賀市スポーツ施設整備基本計画」を踏まえ、計画的な施設整備に取り組んでいきます。

また、既存施設の有効活用を図りながら、誰もが利用しやすい、安全・安心・快適な施設の環境整備に努めていきます。

5 スポーツ推進施策の体系図

基本施策	具体的施策	具体的取組
生涯スポーツの推進	ライフステージに応じたスポーツの推進	子どものスポーツ推進
		ビジネスパーソン・女性のスポーツ推進
		高齢者のスポーツ推進
		障がい者のスポーツ推進
		地域のスポーツ活動の推進
		生涯学習や健康づくり等関連部局との連携
	スポーツを支える人材の養成・支援	地域でのスポーツに携わる人材育成の支援
		スポーツボランティアの養成及び支援
		スポーツボランティアの登録推進
	スポーツによる「交流」の推進	スポーツ合宿等の積極的誘致
		スポーツ大会やイベント開催による交流人口の拡大
		スポーツ情報の積極的な情報発信
他分野とのコラボレーションによる魅力発信		
国際交流や経済団体等との連携		
競技スポーツの推進	スポーツ指導者等の資質向上	ジュニア期のスポーツ指導者の育成・支援
		ジュニア期のスポーツ指導者交流を通じた資質向上及び保護者への啓発
	競技力向上のための支援・連携	アスリートの発掘・育成のための支援体制の整備
		トップチームやアスリートによる技術指導の実施
		大会（障害者スポーツも含む）の開催支援
		全国大会等出場への支援
		（公財）佐賀市体育協会との連携
		国スポ・全障スポ実施競技の競技団体等との連携
スポーツ施設の整備と活用	スポーツ施設の整備・充実	安全・安心・快適に利用できる施設の整備
		多様なニーズに対応できる設備の整備
		地域ごとの特色を活かした施設の整備
		国スポ・全障スポに対応した施設整備
	スポーツ施設の有効活用	指定管理者による管理・運営の推進
		利用しやすい施設予約システムの普及
		自主事業の充実による利用者の拡大
		学校体育施設開放事業の充実

第3章 スポーツ推進施策の内容

1 生涯スポーツの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

【現状と課題】

本市のスポーツ実施率の実態として、定期的（週に1日以上）にスポーツや運動を行っている人の割合は、2018（平成30）年度に本市が実施した「佐賀市民のスポーツに対する意識と活動の実態に関する調査（以下、「今回調査」）」の結果を見ると全体で41.7%となっています。これは、45.1%を示した2013（平成25）年度実施の同調査（以下、「前回調査」）より3.4%の減少となっています（図●）。

この結果を詳細に見た場合、まず「性別」では、男性の同割合は47.0%であり、前回調査46.6%より僅かな上昇が見られます。一方、女性の同割合は37.2%を示し、前回調査の44.0%を約7ポイント下回る結果となっていることから、全体の実施率低下にも影響していると言えます。

「年代別」では、28.4%と最も値の低いを示した40歳代は前回調査より14.9%減少しています。逆に、20歳代は今回33.8%であり、前回調査から約1割上昇しています。実施率は、年齢の高さと比例していますが、最も高い値を示した70歳代の54.4%は前回調査の62.7%を8.3ポイント下回っています（図●）。

運動やスポーツを週1回以上実施していない人の理由を見てみると、「仕事や家事・育児などに忙しくて」が5割を超えて顕著に高い値を示しています。この理由に直結する層としては、ビジネスパーソンと女性が想定されることから、この両者への対策が急務であることが明らかとなりました（図●）。

市民が参加したいと思うスポーツ行事は、全体では「野外活動的行事（登山、ハイキングなど）」が最も高い割合を示したものの、「スポーツ教室」、「レクリエーション的行事（運動会など）」との差は僅かであることから、性別や年代別、そして定期的実施者とそれ以外の人別ではその希望（志向）に違いがあることから、イベント開催時にはターゲットを絞り対象者のニーズに応じたプログラムの設定が重要になります（図●）。

なお、今回調査と同時に実施した【障がい者対象】の調査の結果を見ると、定期的（週に1日以上）に運動やスポーツを行っている障がいのある人の割合は全体で39.3%であり、前回調査時より約1割の上昇となっています（図●）。

【目標】

「する」スポーツの観点から、性別、年齢、障がいの有無など、市民の様々な属性やライフステージに応じて、いつでも、どこでも、いつまでも行うことができる運動やスポーツ活動を推進するために、運動やスポーツを始めるきっかけと、継続を可能とする場の充実を目指します。特に、スポーツ実施率が低い層を対象に、課題と対策を明確にし、ニーズに対応した事業を実施していきます。

さらに、地域のスポーツ活動を通じたコミュニティの再生・活性化を図るべく、スポーツ推進委員をはじめ、校区体協等と連携し、スポーツを用いた地域住民の交流を促します。

【具体的取り組み】

1) 子どものスポーツ推進

子どもの体力及び運動能力低下については全国的に回復傾向が見られているものの、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化傾向は継続的に指摘されています。そこで、全ての子どもがスポーツに対する苦手意識を持たず、楽しみながら運動の習慣を身につけることができるよう、地域の実情に応じたスポーツ環境を確保することでスポーツに触れる機会を創出します。

- ◆放課後児童クラブなど、子どもが集まる場へのスポーツの導入
- ◆総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の指導者と中学校運動部活動の外部指導者との連携
- ◆「子どもへのまなざし運動」との連携

2) ビジネスパーソン・女性のスポーツ推進

運動やスポーツを週1回以上実施していない人の理由を基に、実施率の低い層、特に今回の調査結果で明らかとなったビジネスパーソンや女性が手軽に取り組みやすい環境づくりに対する課題を明確にし、効果的な事業を実施していきます。

- ◆ウォーキングやストレッチなど、通勤時や勤務中でも行える運動の紹介など企業と連携した事業の展開
- ◆ビジネスパーソンや女性のニーズに対応した参加しやすいスポーツ教室等を実施

3) 高齢者のスポーツ推進

本市の高齢化率は本計画期間中に限りなく3割に近づく見込みであることから、高齢者の健康・体力の保持・増進の観点から事業を展開します。

- ◆各地域の公民館など、徒歩圏内においてニュースポーツなどを用いたスポーツ・レクリエーションの出前講座の実施
- ◆在宅でもできる運動(在宅スポーツ)の普及啓発

4) 障がい者のスポーツ推進

今回調査の結果から、障がいのある人の運動やスポーツの実態は前回調査よりは向上していることが明らかになりました。これは、前計画における本市の障がい者スポーツの実態把握と同スポーツを既存の事業に積極的に導入してきた成果とみることができるでしょう。しかし、実施率は未だ低い状況であることから、障がい者スポーツ協会及び同指導者協議会等、関連する機関との連携、協働を維持しつつ、前計画の取組を継続・強化します。

- ◆スポーツイベントや出前講座による障がい者スポーツの促進

5) 地域のスポーツ活動の推進

上記4つの具体的取組については、「ライフステージに応じたスポーツ推進」を実現する上で、特に意識すべき重要な対象群として捉えていますが、本計画ではこれらの取組を契機にスポーツを通じた地域住民の異年齢交流を促進し、地域コミュニティの再生・活性化を目指します。そのために、地域住民やスポーツ推進委員、校区体協、総合型地域スポーツクラブやまちづくり協議会等の連携と活動を推進します。

- ◆地域の団体等の情報共有の場の設定
- ◆地域独自のスポーツイベントへの支援

6) 生涯学習や健康づくり等関連部局との連携

生涯学習、健康づくり等の行政担当課はもとより、企業、大学、スポーツ団体が取り組む関連事業との連携を進めることで地域におけるスポーツ活動の推進を強化します。なお、「健康寿命」への高い意識と関心が継続していることから、前計画同様に、健康維持・増進には食とともに身体を動かすこと（＝運動やスポーツ）の習慣が重要であることを広く啓発します。

(2) スポーツの場を支える人材の育成・支援

【現状と課題】

本市で開催しているさが桜マラソンでは、毎年多くの市民ボランティアが活躍し大会を盛り上げています。しかし、この1年間における、スポーツボランティア経験の有無について今回調査の結果を見ると、参加経験のあると回答した人の割合は11.3%であり、前回調査の15.0%より低い値となりました（図●）。

令和5（2023）年に開催が予定されている国スポ・全障スポの円滑な運営にはボランティアの存在が欠かせないことから、本計画における高齢者や障がいのある人を対象にした取り組みや、スポーツ活動を支援する人材が不足していることからボランティアの養成が必要となります。

【目標】

「ささえる」スポーツの意義・価値を啓発するとともに、スポーツボランティアの活動の機会を広く効果的に周知します。そのため、大学・企業・NPO等と連携し、団体としてのスポーツボランティアへの関わりを推進し、継続的な活動へとつなげていきます。また、地域でのスポーツ活動に携わる人材の育成の支援も行います。

【具体的取り組み】

1) 地域でのスポーツに携わる人材育成の支援

市民にとって、より身近な場所（地域）での運動・スポーツ活動を支援するため、各地域においてスポーツイベントや教室の企画・運営を行う人材の発掘と育成に努めます。

- ◆まちづくり協議会など地域の核となる団体への地域スポーツをテーマとした研修会や講習会での情報共有

2) スポーツボランティアの養成及び支援

より多くのボランティアを養成するため、大学・企業・NPO等と連携し、スポーツボランティアとして「ささえる」スポーツへの関わり方を推進し、定着させ、活動を支援していきます。

3) スポーツボランティアの登録推進

上記1) 2)において育成、養成した人材をはじめ、市民全体にスポーツボランティア登録の推進を行い、前計画に引き続き、「ささえる」スポーツと「する」スポーツ両者の参加促進が相乗的に得られる良好な環境（好循環）を創出します。

- ◆大会ごとのスポーツボランティアを共有できる仕組みづくり

(3) スポーツによる「交流」の推進

【現状と課題】

前計画では、プロや国内外の代表チームのキャンプや合宿の誘致により「みる」スポーツを充実させ、市民のスポーツ実施の機運醸成を図りましたが、今回の調査で合宿を見に行ったことがある人は全体の 11.7%と決して高いとは言えない数字となりました（図●）。しかし、これらキャンプや合宿に対する意見としては、「積極的に誘致すべき」が 45.1%と「誘致する必要はない」の 2.2%を大きく上回っていることから、一人でも多くの市民がこれを契機にスポーツを通じた多くの出会い（交流）を得られるようにする必要があります。

また、「運動やスポーツを週 1 回以上実施していない理由（図●）」は、前回調査同様に「機会がなかったから」と「始めるきっかけがないから」の示す割合が高くなっています。そこで、本計画では、本市の歴史、観光等他分野との融合や協働により、これまでスポーツに関心がなかった人や関わる機会がなかった人が運動やスポーツに出会い、「魅力」を感じ、関わりを持ってもらえるような機会の提供が必要と考えます。

【目標】

「みる」にとどまらず、トップレベルの選手と市民とのふれあい、交流の機会を積極的に創出するとともに、桜マラソンなど、県内外から多くの人々が参加する大会等を通じて交流人口の拡大を図ります。また、スポーツに関わってこなかった人に、様々な角度からスポーツの魅力を発信していくことで、スポーツ実施のきっかけづくりを行います。

【具体的取り組み】

1) スポーツ合宿等の積極的誘致

国内外から多世代、多レベルのスポーツ合宿等を積極的に誘致し、市民との触れ合い、交流の場を設けてスポーツによる地域活性化の好循環を図ります。

- ◆合宿・キャンプ誘致・受け入れのための積極的な情報発信
- ◆合宿実施団体による交流事業等の開催

2) スポーツ大会やイベント開催による交流人口の拡大

佐賀インターナショナルバルーンフェスタ、さが桜マラソンや富士しゃくなげ湖ハーフマラソンなどは、市内外から多くの人々が集まるスポーツイベントの一つとして定着しています。今後は、プロ・実業団の拠点化や、国内外から人々が参加できる大会等を誘致して地域の活性化の可能性を図るとともに、本市ならではの地域の資源を活用し、市内外から人を呼び込みスポーツによる交流人口の拡大を推進します。

- ◆合宿実施団体やプロチーム等との連携による大会・イベントの開催

3) スポーツ情報の積極的な発信

市民が「する」「みる」「支える」といったあらゆる方法でスポーツ活動に参加しやすくなるよう、多様な媒体により、市のスポーツ情報を発信します。市民がスポーツ情報収集手段として希望した上位 3 つのコンテンツ、「テレビ」「市報」「新聞・雑誌」（図●）を中心に、年代やターゲットに応じて効果的な情報提供の手段を検討し、実践していきます。

- ◆20 代、30 代をターゲットとした SNS 等での情報発信の充実
- ◆市にゆかりのある選手・チームの活躍情報などの発信

4) 他分野とのコラボレーションによるスポーツの魅力発信

スポーツに関心がない人や、これまでに関わってこなかった人を対象に、一見スポーツとは関係のない他分野とのコラボレーションにより、運動やスポーツに親しめるきっかけを提案することで、スポーツの「魅力」を発信していきます。

◆歴史×スポーツ、観光×スポーツ、食×スポーツ、ファッション×スポーツ等とのコラボレーション

5) 国際交流や経済団体等との連携

本市ならではの地域の資源を活用したスポーツツーリズム*を推進するため、国内のみでなく、海外との交流も視野に各種関係団体との連携を図っていきます。

* スポーツツーリズム：プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組みのこと。

2 競技スポーツの推進

(1) スポーツ指導者等の資質向上

【現状と課題】

競技スポーツの推進にあたっては、長期的な視点に立ち、県や関係団体等と連携して、選手・チームの育成とともに、選手を支える指導者や保護者を含めた関係者の意識改革と資質の向上が求められます。特に、ジュニア期は、生涯を通じてスポーツと関わる習慣を身につける準備期であり、この時期の指導が子どもたちのその後のスポーツライフに与える影響は決して少なくはありません。現場の状況も変わりつつあるとはいえ、未だに過度な勝利至上主義が見受けられます。

【目標】

本市が平成 27（2015）年度にまとめた「少年スポーツのあり方についての取組方針」に基づき、特に少年スポーツに携わる指導者や保護者に対して、前計画の取り組みを継続して実施します。

指導者がスポーツ医・科学に基づいた質の高い指導技術を習得するため、関係諸団体と協力して指導者同士の連携を築き、必要に応じてチームとしての指導態勢を構築するなど、子ども達にとって安心・安全なスポーツ環境づくりを支援します。

【具体的取り組み】

1) ジュニア期のスポーツ指導者の育成・支援

「少年スポーツのあり方についての取組方針」に基づき、子どもたちの発達段階に応じた適切な指導が行われるよう、指導者に対し、最新の理論と技術を踏まえた、指導方法や指導に関する最新の情報を習得するための講習会を開催します。

- ◆公的指導者資格等取得費用への補助

2) ジュニア期のスポーツ指導者の交流による資質向上及び保護者への啓発

ジュニア期のスポーツでは、生涯にわたってスポーツに親しむことができる基礎を培うことが必要です。この子どものスポーツ実施に大きな影響を持つ指導者と保護者に対して、勝敗だけにこだわらず楽しさを伝え、教えることを意識づけるための研修会等を実施します。

- ◆少年スポーツ指導者教本を用いた研修会の開催

(2) 競技力向上のための連携と支援

【現状と課題】

国内はもとより世界での郷土選手の活躍は、市民に夢と感動を与え、スポーツに関わる動機づけともなり、地域の活性化にもつながります。また、競技者にとって、競技大会は、日頃の練習を発揮する場であり、市民にとってはトップレベルの技を目にすることができる絶好の機会であり、競技力の向上や競技人口の増加につながります。そのため、国スポ・全障スポで活躍が期待される選手やチーム等への支援や、各種大会の運営への支援を県や（公財）佐賀市体育協会及び各競技団体との連携を図りながら行っていくことが求められます。

【目標】

県や関係団体等と連携しながら、すべての世代及び障がいの有無にかかわらず、競技力向上に関わる支援を行います。また、特にジュニア層に対し、様々なスポーツに触れる機会を創出し、スポーツ実施の裾野拡大と、技術指導を通して競技力の向上を図ります。

【具体的取り組み】

1) アスリートの発掘・育成のための支援体制の整備

ジュニア期による様々なスポーツに触れる機会を創出し、スポーツ実施の裾野拡大を図るとともに、県や関係機関と連携し、育成のための支援体制を整備します。なお、県の SSP 構想*については、スポーツの裾野拡大を本市の役割として捉え推進します。

- ◆アスリート発掘・支援における県との連携

2) トップチームやアスリートによる技術指導の実施

県や関係機関、企業等と連携し、市民がトップレベルの技術に間近で触れる機会を創出することで競技力等の向上を図ります。特に、トップレベルの選手との技術指導を通じて、スポーツの「楽しさ」や「魅力」を伝え、スポーツへの関心を高めます。

- ◆トップアスリートによる各レベルに応じた教室等の開催

3) 大会（障害者スポーツも含む）の開催支援

本市で開催される各種競技団体や関係機関・組織・団体が開催する競技大会を支援し、市民の競技力向上につながる機会を提供します。

- ◆市内で開催される各種大会の円滑な運営のための支援

4) 全国大会等出場への支援

社会体育で活動している本市在住の小中学生の九州・全国大会等への出場に対し支援を行います。

- ◆九州規模以上の大会への出場に対する助成

5) (公財) 佐賀市体育協会との連携

本市の競技団体を統括している（公財）佐賀市体育協会への支援を強化することで、競技スポーツの推進による地域活性化を図ります。

6) 国スポ・全障スポ実施競技の競技団体等との連携

令和 5（2023）年に県で開催される国スポ・全障スポ実施競技の競技団体等との連携により、本大会を契機とするスポーツの魅力発信と本市の競技力の向上を図ります。

* SSP（SAGA スポーツピラミッド）構想：世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じて、スポーツ文化（する、育てる、観る、支える）の裾野を拡大し、さらなるトップアスリートの育成につながる好循環を確立するための県の取り組み

3 スポーツ施設の整備と活用

(1) スポーツ施設の整備・充実

【現状と課題】

本市は、平成 30（2018）年に既存のスポーツ施設の現状と課題を踏まえ「佐賀市スポーツ施設整備基本計画（以下、「施設整備計画」）」を策定し、今後のスポーツ施設の整備における基本方針や整備の方向性を示しました。今後の施設整備にあたっては、この施設整備計画に沿って取り組むこととしていますが、ここでは第 2 次推進計画を円滑に推進する上で「施設の老朽化」「地域スポーツに対応できる施設の確保」「大規模な大会に対応できる施設の不足」の 3 つに対応していく必要があると考えています。

【目標】

市民の誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化した施設や設備、備品等も含めた計画的な改修や、生活圏内の身近なスポーツ施設のあり方を検討し、整備に努めます。さらに、国スポ・全障スポの会場となる施設については、開催に支障のない整備を進めていきます。これらの整備を行っていく上で、今回調査で得られた「市立のスポーツ施設への要望（図●）」の結果を参考にします。

【具体的取り組み】

1) 安全・安心・快適に利用できる施設の整備

誰もが安全・安心・快適にスポーツができる環境づくりとして、老朽化に対応した改修や、ユニバーサルデザインに沿った施設整備を推進します。また、熱中症対策として、屋内施設への空調設備の設置検討を行います。

- ◆老朽化の度合いや緊急性、優先度を考慮した施設の改修

2) 多様なニーズに対応できる設備の整備

特定の競技だけでなく、各種競技に対応できる設備の整備や今後需要が見込まれる利用者のニーズに対応できる設備の整備を検討します。

- ◆市有施設以外のスポーツ施設(民間や県有施設等)の整備状況・利用者ニーズの把握

3) 地域ごとの特色を生かした施設の整備

既存施設の有効利用を基本としながら、市内を北部・中部・南部の 3 エリアに分け、それぞれの地域の特性やニーズ、利用状況に応じた施設の機能拡充を行います。

4) 国スポ・全障スポに対応した施設整備

開催が予定されている、国スポ・全障スポの実施競技種目のうち、競技会場となる市有施設については、施設基準を満たした整備を進めていきます。

- ◆競技会場の整備や練習会場となる既存施設の必要に応じた改修
- ◆国スポ・全障スポ後の施設の活用についての検討

(2) スポーツ施設の有効活用

【現状と課題】

現在、市有スポーツ施設と合わせて、市内小中学校の学校体育施設を有効活用していますが、その利用状況について、今回調査の結果をしてみると、「利用したことがある」と回答したのは全体で約3割と、前回調査の約2割から約1割上昇しています。しかし、先述した施設整備計画の中では、利用者が減少傾向を示しています。(図●)

また、市民の運動・スポーツの実施場所をみると(図●)、市有スポーツ施設と学校体育施設の占める割合は前回調査の値と大きな差は認められませんが、これらの施設予約システムの使用状況については、「予約したことがある」の占める値が7.6%と、前回の約半分の数値になっています(図●)。

このような実態がある中で、今後スポーツ施設をより効率的・効果的に有効活用していくためには、整備を進めるだけでなく、管理運営の見直しや積極的な情報発信などを行いながら、サービスの向上を図る必要があります。

【目標】

市民誰もが、生涯を通じてスポーツに親しむことができる社会の実現を目指し、市有スポーツ施設や学校体育施設の利用状況(稼働率)についても状況を把握しながら、管理運営体制や機能の見直しを見極めつつ、可能な限り有効活用の促進に努めます。

【具体的取り組み】

1) 指定管理者による管理・運営の推進

指定管理者制度を積極的に導入することにより、行政と民間が協力し、きめ細かなサービスの提供と経営の安定化を図ります。

- ◆利用者の視点に立ったサービスの提供や利便性の向上を目指す

2) 利用しやすい施設予約システムの普及

インターネット上での予約や情報発信を充実させ、システム自体の存在の周知に努め、空き施設の有効利用を促進していきます。

3) 自主事業の充実による利用者の拡大

指定管理者と連携しながら、運動・スポーツ事業の企画・運営能力を持つスタッフを配置し、より多くの市民を対象とした魅力ある自主事業を展開することで、さらなる利用者の掘り起こしと利用促進を図ります。

- ◆市民のニーズに応じたスポーツ教室の開催

4) 学校体育施設開放事業の充実

「学校体育施設開放運営委員会」と連携してより多くの市民が利用できるような運営方法の検討や見直しを行っていくことで、市民にとって最も身近なスポーツ活動の場の一であること存在を高めます。